

冊子1

令和6年11月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

11月定例会（1）

開催日時 令和6年11月14日（木） 9時30分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 案

- 第25号議案
教育委員会事務事業の点検・評価等について (教育政策課)
- 第26号議案
長崎県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則の制定について (教育DX推進室)
- 第27号議案
第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第二次実施計画（案）について (特別支援教育課)

教育委員会事務事業の点検・評価等について

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行おうとするものである。

(内 容)

1. 第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況 資料1 資料2

・「第三期長崎県教育振興基本計画」の達成状況について

2. 令和5年度教育委員会事務事業の点検・評価 資料3

・事業群評価対象事務事業の令和5年度の取組実績について
・指定管理者制度導入施設の途中評価について

(参 考)

・令和6年度長崎県教育振興会議報告書 資料4

(その他)

議会への提出及び公表

- ・11月定例県議会に報告
- ・令和6年11月26日(予定)県の政策評価の公表にあわせて、教育委員会のホームページ上に掲載し公表

教育委員会事務事業の点検・評価について

◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第26条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◆ 第三期長崎県教育振興基本計画(P126)

[第6章 計画の着実な推進に向けて]

3. 計画の進捗管理

本計画の着実な推進にあたっては、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のPDCAサイクルに基づく、定期的かつ適切な進捗管理が必要です。

本計画の成果指標の進捗状況等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき「長崎県教育振興会議」による定期的な点検及び評価を行い、意見や提案をいただくほか、広く県民にも公表することとしています。

長崎県教育振興会議

- 教育振興基本計画数値目標・事業群評価指標の点検・評価、改善策の提案
- 次年度に向けた課題・方向性・具体的施策等への意見・提案
- 本県教育の取組に対する意見・提案

定例教育委員会

- 本県教育の取組状況等に対する教育委員会としての点検・評価
(教育振興会議における協議状況の報告)
(事業群評価数値目標の達成状況、長崎県教育振興基本計画の進捗状況)
(事業群評価において未達成となった事業の方向性)
- 教育委員会の事業群評価の公表に向けた審議

公 表

令和6年度 長崎県教育振興会議委員

| 番号 | 区分 | 役職名 | 氏名 |
|----|-------|---|--------|
| 1 | 学識経験者 | 長崎大学教育学部長 長崎大学大学院教育学研究科長 | 藤本 登 |
| 2 | | 長崎県保育協会理事 | 柿田 正 |
| 3 | | 長崎県中小企業家同友会代表理事 | 中村 こずえ |
| 4 | | 幼保連携型認定こども園 とまちこども園 副園長 (元 長崎県社会教育委員会委員) | 郷野 和代 |
| 5 | | 長崎県スポーツ推進委員協議会理事・女性委員長 | 稲田 純子 |
| 6 | 行政関係者 | 時津町教育委員会教育長 | 相川 節子 |
| 7 | 学校関係者 | 長崎県立西陵高等学校長 | 福田 雅子 |
| 8 | | 長崎県校長会会長 (長崎市立長崎中学校長) | 種吉 信二 |
| 9 | | 長崎県公立高等学校PTA連合会会長 | 野口 富士男 |
| 10 | | 長崎県PTA連合会会長 | 松本 光生 |
| 合計 | | | 10名 |

| 長崎県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則の制定について | | | |
|----------------------------------|--|--|--|
| (提案理由) | 長崎県遠隔教育センターの開設に伴い、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第88条の3の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる方法（遠隔授業）の実施に関し、必要な事項を定めた規則を制定しようとするものである。 | | |
| (内容) | 別紙規則案のとおり | | |
| 施行日 | 令和7年4月1日 | | |
| 可決 | 議決 | | |
| 干渉 | 議決 | | |
| 二重 | 議決 | | |
| 三重 | 議決 | | |
| 四重 | 議決 | | |
| 五重 | 議決 | | |
| 六重 | 議決 | | |
| 七重 | 議決 | | |
| 八重 | 議決 | | |
| 九重 | 議決 | | |
| 十重 | 議決 | | |

(規則案)

長崎県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第88条の3の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる方法（以下「遠隔授業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 遠隔授業の配信を行う場所は、長崎県教育センター（長崎県教育センター条例（昭和47年長崎県条例第34号）により設置された長崎県教育センターをいう。次項において同じ。）とする。

2 長崎県教育センターにおいて遠隔授業を担当する職員は、長崎県立大村高等学校（県立高等学校等条例（昭和39年長崎県条例第48号）により設置された長崎県立大村高等学校をいう。）に勤務を命ぜられた職員（長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）第28条第1項及び第4項の職員をいう。）のうち、長崎県教育長が指名する者とする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、遠隔授業の実施に関し必要な事項は、長崎県教育長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第二次実施計画(案)について

(提案理由)

令和4年度以降の本県の特別支援教育の更なる充実に向け策定した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」に示した基本方針や方向性を踏まえ、令和7年度から9年度に取り組む具体的な施策をまとめた「第二次実施計画」を定めようとするものである。

(内 容)

1 計画期間

令和7年度から令和9年度の3年間

2 内容構成

(1) 特別支援学校の環境整備と教育の充実

- ・ 特別支援学校の環境整備
- ・ 特別支援学校における教育の充実
- ・ 地域とともにある特別支援学校

(2) 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ・ 幼稚園等における特別支援教育の充実
- ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

(3) 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上

- ・ 免許保有率向上の取組
- ・ 人的配置の工夫による専門性の向上
- ・ 特別支援教育に関する研修

(4) 関連する諸課題への対応

- ・ ICT活用等による特別支援教育の質の向上
- ・ 学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくり
- ・ 障害のある幼児児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援
- ・ 社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信

※冊子・・・別添のとおり

